

2025年2月14日

各 位

会社名： ノーリツ鋼機株式会社
代表者名： 代表取締役CEO 岩切 隆吉
(コード：7744 東証プライム市場)
問合せ先： 取締役CFO 横張 亮輔
(TEL： 03-3505-5053)

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

ノーリツ鋼機株式会社（以下、「当社」）は、2025年2月14日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

①2025年6月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主様が所有する普通株式1株につき、3株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	36,190,872株
今回の分割により増加する株式数	72,381,744株
株式分割後の発行済株式総数	108,572,616株
株式分割後の発行可能株式総数	192,000,000株

③分割の日程

基準日の公告日	2025年6月13日
分割の基準日	2025年6月30日
分割の効力発生日	2025年7月1日

(3) その他

①資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

②2025年12月期の中間配当金

今回の株式分割は、2025年7月1日を効力発生日としておりますので、2025年6月30日を基準日とする2025年12月期の中間配当については、株式分割前の株式が対象となります。

③新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、次の新株予約権の1株当たりの権利行使価額を当該新株予約権の

発行要項に従って、2025年7月1日以降、下記のとおり調整いたします。

新株予約権	調整前行使価額	調整後行使価額
第3回新株予約権	2,417円	806円

2. 定款の一部変更 について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年7月1日をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更するものであります。

(2) 変更の内容

改訂前	改訂後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、6,400万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、19,200万株とする。

(3) 変更の日程

取締役会決議日 2025年2月14日
効力発生日 2025年7月1日(予定)